

第3825号議案

# 第238回福岡県都市計画審議会議案

令和4年2月17日（木）



第 3825 号議案

建 第 1334 号  
福岡県都市計画審議会 殿

建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定に基づき、次の事項について付議します。

大牟田市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

令和4年2月17日

大牟田市長 関 好孝

## 大牟田市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

申請者	敷地の位置	面積	備考
株式会社成田美装センター 代表取締役 吉富 慎一	大牟田市健老町 460 番、464 番、465 番	11,413.99 m <sup>2</sup>	破碎施設の処理能力 廃プラスチック類 92.4t/日 木くず 112.0t/日

### 理由

建築基準法第 5 1 条では、都市計画区域内においては、卸売市場やごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、同条のただし書きの規定に基づき都市計画審議会の議を経たうえで、特定行政庁の許可を得れば建築することができることとなっています。

現在、株式会社成田美装センターは、許可の不要な規模で、産業廃棄物の中間処理を行っております。今回の計画は、破碎施設の増設を予定しており、これによって許可が必要な規模になるものです。廃プラスチック類の破碎施設の処理能力が 1 日当たり 6 トン、木くずの破碎施設の処理能力が 1 日当たり 100 トンを超えるため産業廃棄物処理施設の敷地の位置の許可が必要となります。





